

# 農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）促進等による 地域経済活性化のための取組について

平成19年11月30日

農 林 水 産 省  
経 済 産 業 省

## I. はじめに

我が国の地域経済は、農林水産業をはじめとする地域の産業の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化の進展等により、「都市と地方の格差」といわれる状況が顕在化し、また、その格差が拡大しているという実感を持つ人も多い。

こうした中で、地域経済の基盤である農林水産業及び中小企業を中心とする地方の商工業について、高齢者や小規模農家、小規模事業者を含め、地域全体として、雇用や所得を確保し、地域社会の維持・振興を図っていくことが必要な状況である。

その一方で、農山漁村を含む地方については、自然や景観に親しみたいという国民のニーズの高まりや定年退職を迎えた団塊の世代による観光や二地域居住に対する希望の増加といった動きも見られている。

このため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携（以下「農商工連携」という。）を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、以下の取組を推進していくこととしたところである。

また、今後、地域での施策等の効果が最大限に上がるよう、引き続き運用面等について検討していく。

## II. 具体的取組

### 1. 地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組

#### (1) 地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援

地域全体の所得向上、雇用の確保を図るため、両省が実施する施策の充実、施策の相互活用を推進、集中的な実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発を効果的に支援する。

<関連する主な施策>

- 食料産業クラスター展開事業【農林水産省】
- 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業【農林水産省】

- 地産地消関連対策【農林水産省】
- 中小企業地域資源活用プログラム【経済産業省】
- 広域総合観光・集客支援事業【経済産業省】
- 新連携対策支援事業【経済産業省】
- 成功報酬型販路ナビゲーター創出支援事業【経済産業省】

## (2) 地域産業におけるイノベーションの促進

地域産業の新たな展開による所得向上、雇用確保を図るため、両省が実施する施策の充実、施策の相互活用の推進、集中的な実施等により、ITの導入による中小企業経営や農業生産の効率化の推進、産学官連携による実用化研究開発の推進等、地域産業におけるイノベーションの促進を効果的に支援する。

### <関連する主な施策>

- IT活用型営農成果重視事業【農林水産省】
- 地域産品IT販路開拓支援事業【経済産業省】
- 電子タグ等を活用した生産・流通管理支援事業【経済産業省】
- 漁業再チャレンジ支援事業【農林水産省】
- 地域イノベーション協創プログラム【経済産業省】
- 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業【農林水産省】
- 新需要創造対策【農林水産省】
- 産学連携人材育成事業【経済産業省】
- 新現役チャレンジ支援事業【経済産業省】

## (3) 地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進

地域における知的財産の活用による農林水産業・商業・工業の競争力強化を図るため、本省及び地方局段階での両省の有機的連携による普及啓発、人材育成、特許流通データベースの有効活用等により、知的財産の「創造・保護・活用」を促進する。

### <具体的な連携>

- 地域において寄せられる知的財産関係相談において迅速な問題解決ができる体制を整備
- 地方農政局と地方経済産業局が地域の実情に応じたセミナー等を共同実施
- 農林水産分野における知的財産に詳しい人材の育成
- 農林水産・食品分野の知的財産情報提供基盤の整備における特許流通データベースの有効活用
- 地域団体商標制度の活用のための周知・普及における連携

○両省の有機的連携を推進するための局長級連絡会議の設置

#### (4) 農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進等

両省の所管する施策の相乗効果発現のため、相談窓口等での両省施策の相互紹介等地方局段階での連携を強化するとともに、信用保証に係る農業信用基金協会と信用保証協会の連携強化、ABL（流動資産担保融資）の普及発展の促進等農業関連施策と中小企業関連施策の連携を推進する。

##### <具体的な連携>

- 建設業や加工・販売業等から新たに農業に参入する者に対する信用保証の相談体制に関し、農業信用基金協会と信用保証協会が連携
- 在庫や家畜等流動資産を担保とした融資であるABL（流動資産担保融資）の普及・発展を両省が連携して推進
- 農業再生委員会と中小企業再生支援協議会の連携（中小企業再生支援協議会に相談に来た農業者への農業再生委員会の紹介、支援対象者に対する相談や助言）

#### (5) 地域産品の輸出促進

地域産品の輸出を行う民間主体の市場拡大を図るため、体制の強化等を含む取組の実施により、連携を強化するとともに、我が国の農林水産物・食品が不当に扱われている各国の制度への国際的な枠組みの活用を含めた対応を強化する。

### 2. 「まるごと食べようニッポンブランド!」「ニッポン・サイコー!キャンペーン」の共同実施

国産農林水産品等の消費拡大を図るため、両省それぞれが所管する業界団体等に対し、連携して働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進する（既に11月下旬より取組を開始）。

##### <具体的な取組>

- 現場訪問の実施
- 店頭販売の実施
- 小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施
- 製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

### 3. 「農商工連携」のためのPR等

両省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農林水産業・商業・工業の事業者等への普及啓発を実施する。

**(1) 「立ち上がる農山漁村」の推進**

－農山漁村と企業、都市住民、NPO 等との新たなネットワークづくりを推進するため、都市の商店街や企業等へ各種イベントへの参加呼びかけ等を実施

**(2) 「農商工連携 88選」の作成**

－農林水産業、商業、工業が連携して、地域の活性化に取り組んでいる事例を全国で 88カ所選定し、全国に情報提供

**(3) 美しい森林づくり推進国民運動の展開**

－関係団体、企業等に対する「美しい森林づくり推進国民運動」への参加の呼びかけ  
－「美しい森林づくり推進国民運動」に関する関係省庁連絡会議等における取組状況などの情報の提供・交換を行うことにより連携を強化

**(4) 海外でのトップセールス**

－両省幹部が海外でのトップセールスを行うことにより地域産品の輸出を促進

**(5) 「農山漁村活性化法」、「中小企業地域資源活用促進法」に関するPR**

－シンポジウム、フォーラム等の開催により、交付金、税制特例措置の活用等を普及啓発

**(6) 都道府県レベルでの経済団体と農業団体との意見交換の実施**

－経済団体（観光業界等を含む）と農業団体の意見交換の場を設定し、地域段階での農業・商工業連携を促進。

**(7) 企業のCSRの推進**

－企業のCSRの一環として、地場産品を多く使用するなどの企業の取組に対する表彰などインセンティブを付与する取組を実施するほか、関係団体に対する呼びかけを実施。

**(8) 本省段階での国産農林水産物の消費拡大の取組**

－両省職員が国産農林水産物の消費拡大に積極的に取組み、国民的な運動への展開を推進。

**4. 法制度面等での検討**

「農商工連携」、バイオ燃料の生産の促進について、必要に応じ、法制度も含めた支援の基本的枠組みについて引き続き検討する。

### **(1) 農林水産業と商工業との連携等の促進**

顕在化する都市と地方の格差拡大に対応し、地域経済が自立的に発展するための基盤を構築するため、①農林水産業者と商工業者との連携による事業活動への支援、②関連産業の企業立地の促進について、法制度を含めて検討する。

### **(2) バイオ燃料の生産の促進**

バイオ燃料の原料生産・収集から燃料製造まで一貫した仕組みを構築し、低コストでの安定供給を実現するため、食料・飼料の安定供給に支障が生じないように配慮しつつ、バイオ燃料の原料生産を行う農林漁業者と燃料製造業者の共同・連携を促進するべく、法制度も含め、あらゆる側面からの支援を検討する。